

## 議題

1. 民法の成年年齢引下げについて
2. 少年法の適用年齢引下げについて

2016年度の第3回目となる第41回市民会議が、2017年2月23日に行われた。今回のテーマは、現在いずれも法制化についての議論が行われている「民法の成年年齢引下げ」及び「少年法の適用年齢引下げ」である。

民法の成年年齢引下げについて、消費者問題特別委員会の中村昌典委員長(当時)から、主に消費者被害の観点から、(1)2009年10月の法制審議会の意見書とその後の動き、(2)若年者の消費者被害の実態、(3)引下げによる問題点、(4)当会としての取組み等について説明がなされ、次いで、少年法の適用年齢引下げについて、子どもの人権と少年法に関する特別委員会の杉浦ひとみ委員長(当時)から、(1)法務省「若年者に対する刑事法制の在り方に関する勉強会 取りまとめ報告書」\*1(以下「報告書」という)について、(2)少年法の目的、(3)手続や処遇における適用年齢引下げの弊害、(4)少年の可塑性、(5)国民の意識等について説明がなされ、意見交換が行われた。

本稿では、その際に委員から出された意見を紹介する。

## I 民法の成年年齢引下げについて

**津山：**民法の成年年齢引下げにより若年層の消費者被害が増加するおそれがあるとのことであるが、社会問題として考えたときは、消費者被害は若年層よりむしろ高齢者が問題となっている。

日本の社会において消費者教育が足りないという話と直結する問題だと思う。弁護士会の取り組みとして、若年者ばかり強調するのではなく、高齢者へ

の対策も併せて主張しなければ説得力がないのではないか。

**田中：**子どもの権利条約は児童の年齢を18歳未満としているところ、その条約を批准したところから国内法がそれに追いついていないという議論があった。これに対する検討が進んでいないのではないか。

弁護士会の意見は、子どもを保護することが良いことだという話であるが、子どもの権利条約を批准するときに問われていたのは、子どもの権利を尊重すべきだということである。そこには、参加をする権利であるとか自立する権利を尊重すべきだということが根底にあるが、単に子どもを保護すればよいということとは逆の話である。そもそも、子どもの立場に立つて議論をするという意識が日本では欠けているのではないかと思う。

**長友：**海外の先進諸国においては、20歳ではなくて18歳を成年としている国は多い。どちらがよいかという話ではないが、行政として既に事態に直面しているという意識のもとに、民法の成年年齢を18歳としたときに、どのような対応が必要に迫られるかという検討をしておいた方がよいと考えている。

契約トラブルを含めて様々な影響が生じるであろうから、民法の規定やトラブルの事例など、社会的にこれを学ぶ機会を、高校生はおろか中学生ぐらいから充実させていく必要がある。弁護士会には、制度設計や指導する教員への教育等も含めて、積極的に関与していただきたい。

**岡田：**成人年齢についての法制審の委員として、各種のヒアリングを行った。そうした際に、親から虐待を受けている子どもについて、親から引き離したいのに20歳未満を根拠に親権を主張してくる親が少なく

\*1：<http://www.moj.go.jp/content/001210649.pdf>

## 出席者・市民会議委員

(6人)

\*敬称略

\*肩書は2017年2月23日現在

磯谷 隆也 (一般財団法人ゆうちょ財団監事)  
江川 紹子 (ジャーナリスト)  
岡田 ヒロミ (消費生活専門相談員)  
田中 常雅 (東京商工会議所副会頭)  
津山 昭英 (朝日新聞社顧問)  
長友 貴樹 (調布市長)

ない。だから、成年年齢は絶対18歳にしてもらいたいという意見があった。消費者被害というのは経済的な被害であるが、虐待となると、身体的、精神的な被害なので、すごく重いと感じた。

外国人の留学生からは、日本の20歳の大学生があまりにも幼くて驚いた、というような話を聞いた。高校生は、ある日突然あなたはもう成人だよと言われて困るが、それまでは親の庇護の下にやっていたらという学生がいる一方で、自立している学生もいる。結局、法制審自体意見が分かれてまとまらなかった。

確かに、消費者問題で未成年の取消しというのは大きな武器である。ただ、消費者相談を受けていて感じることは、いくつまで未成年として保護しなければならないのか、いくつになればこの子たちは大人になるのだろうかということである。

もちろん、悪質な事業者の取締りが先決だが、個人的には成年年齢が20歳でなければならないとは思わない。

準備期間として、例えば18歳から22歳まではクーリングオフに相当するような、一定期間は取り消すことができるというような制度ができれば、功を奏するのかなと思う。

**磯谷**：私を感じている市民感覚というところからすると、ある程度期限を切って成年年齢を18歳に持っていくべきだと思う。

一つは海外との比較で、法務省のリストによれば、各国は90年代ころに成年年齢が引き下げられているところで、日本だけが20歳のままとされている。少しオーバーかもしれないが、成年年齢の問題は国際競争力にもかかわってくるのではないかと。自己責任とか、自分の判断で起業するという発想につながってこない原因にもなっているのではないかとと思うところ

がある。

もう一つは、必ずしも整合性を取る必要はないという話もあったが、やはり権利を与えられた一方で義務が生じるということは合わせてやる方が理解されやすいということがある。

3番目は、これから少子高齢化社会になっていく中で、若者を早い段階から政治的、社会的に参加させて自覚させるためにも、成年年齢を引き下げることが必要なのかなと思う。

**江川**：成年年齢について、どこで線を引くのが適切かというのは、私としては結論は出ていない。

弁護士会としては、若年消費者保護のための条件が整わない限り引き下げるべきではないとしているが、その条件をもう少し具体的に提案してはどうか。

例えば、消費者教育に関して、18歳、19歳だけではなくて、20歳、21歳になっても被害に遭っている人はいる。若い人たちにどうやって教育するのか、何を教育するのかというのはとても大事なテーマだと思う。あまねくそれが広がるためにはどうすればいいのか。弁護士さんの持ち出しだけで全部やるのは無理でしょう。では、弁護士と消費者相談をやっている人とか、どういう組合せでどういう授業をして、そのお金はどこが出すのが適当なのか。そういうプランニングをして提案するなど、具体的なものがあると実現可能性が出てきてよいのではないかと。

現状では、何か反対のための条件設定のように見えてしまう。そうではなくて、むしろ本当に必要なことは何か、弁護士会としてプランを立てて、それをマスコミにも発表し、政府にも提案してはどうかと考える。

## II 少年法の適用年齢引下げについて

**長友：**現在の少年に対する犯罪防止や更生のための制度は、まずまずうまくいっているのではないか。成人であれば起訴猶予になるような事案も、問題があるとされた場合には少年院などの施設に送致をされる。児童相談所等においても、保護者も介在させて非常にきめ細かく指導をしている。

未成年によって被害に遭われた方、若しくはそのご家族の心情として、厳罰を求めるがゆえに少年法の適用年齢を下げた方がよいのではないかという議論があることは承知しているが、今うまくいっているところとの兼ね合いをどうするのか。

適用年齢を引き下げることによって、大人と全く同じになるとすれば、今よりも再犯率なども含めて難しい問題が起こるのではないかということ懸念する意見もある。そのことは行政としても非常に重く考えている。

**津山：**今のような社会環境では、子どもが将来、希望を持ちにくく、問題を抱えている子どもがたくさんいる、と言われている。その一方で統計的に少年犯罪は減少している。

そういう状況なのになぜ少年法の適用年齢引下げに向けた動きが起きるのか、を考えてみたとき、一つは厳罰化を求める世論だと思う。その背景には、少年犯罪の報道の問題があると思われる。

少年による凶悪犯罪が起きた場合には、社会の関心も、どうしても大きく報道される。そして、報道機関として、被害者側の話は取材を通して具体的に書けるが、加害者の方は、少年法22条と61条があるためなかなか踏み込んで書けない。加害者のことを書けば、あそこでたむろしていた不良グループだというたぐいの話にしかならない。特に成育環境などは、

その家庭のプライバシーにまで踏み込まないと分からないので、凶悪さだけが強く印象に残ることになる。

少年院の実態もなかなか書けないということで、一般社会には、事件の凶悪さばかりが印象付けられ、関心は処罰の方へ向かってしまうということではないか。このことも合わせて議論してほしい。

また、裁判員裁判では子どもの成育環境まで踏み込んだ審理はできないのではないか。5日間ぐらいで十分な審理など、できないだろう。

少年法の適用年齢引下げ問題は、厳罰化の方ではなく、本来の理念に沿う方向で議論されるよう、弁護士会には頑張ってもらいたいと思う。

**磯谷：**市民感情という部分でいけば、少年法の適用年齢引下げの賛否はアンケートを採った時期にもよると思う。直前に凶悪犯罪があったりすればすぐ高く出るのではないか。

また、民法の成年年齢と同じく、市民感情としては一律の18歳とした方が分かりやすいという面もある。

再犯率について、一般的に少年院出院者の方が刑事施設出所者より低いとの話があったが、法務省の報告書によると、強盗については少年院出院者の方が再犯率が高いという結果が出ている。一番凶悪なところで逆転していると、やや説得力に欠けるのではないか。

今の少年法で刑事政策的な部分がすごくうまくいっているということであるならば、適用年齢を引き下げの中で、刑事政策的な措置は今の部分をできるだけ生かせばよいのではないか。

**江川：**アンケートなどの調査で、少年法の適用年齢引下げに賛成という結果が出るのは、恐らく自分や自分の周りの人が被害者になる可能性というのは共感できるけれども、加害者、あるいは、警察のお世

話になるというのが実感として分からないからだと思う。

少年法というのは、少年の側からすると甘い部分と厳しい部分があって、厳しい部分というのは、全件送致ということだと思うが、その厳しい部分が市民にうまく伝わっていない。その伝え方をどうするかということはもう少し考えなければならない。

一方で、亡くなっている人が出ている事件については、全件逆送にはなっているが、刑罰については不定期刑があるなど大人よりも甘いという形になっている。それについて、被害者からすると許せないという声が報道などを通してものすごく強く伝わってくる。

例えば、不定期刑については譲歩するなど、現状を一切変えてはならないというのではなくて、守らなければならないところの優先順位を付けて、優先的などところにエネルギーを投下していかないと、0か100かになってしまっていて問題がより大きくなる可能性がある。

法務省の報告書に、若年者に対する刑務所での処遇内容を変えていくという意見があったが、18歳、19歳だけではなくて、若年層全体に広げて刑務所を出た後の保護の部分、例えば、就労支援までトータルでやっていこうという提案はかなり魅力的である。刑務所も、特に高齢者対策で社会福祉士を中に入れてから大きく変わりつつある。その流れを加速して、若い世代についての処遇も変えていくことはできるのではないか。

弁護士会としても、適用年齢引下げについて反対は反対でよいが、若年層の処遇の在り方についてもより具体的な提言をしてもらいたい。

**田中：**法務省の報告書に、少年院出院者と刑事施設出所者の再犯状況の比較があるが、少年院出院者の方が再犯率が低いといっても、これについて刑事

施設出所者に少年院を経験した人も入っているのであれば、それも考慮しなければ正確なところは分からないのではないかと。

日本では、「子どもだから」という考え方が強い。小さな子どもたちにも社会があって、そういう中でどうやってコンセンサスを取っていくかというような教育ができていない。社会性を身につけるためには教育が必要であるが、それは高校とか中学ではなくて、幼児教育の話である。

海外と比較すると、一人前の社会人にするという教育が足りていない。18歳か20歳かという線引きの話ではなくて、本質をしっかりと考えた方がよい。社会として、この子たちをどうやって一人前の社会人として参加させていくのか、ということをもっと真剣に考える必要がある。

**岡田：**成年年齢を18歳にするとしても、タバコとかお酒とともに、刑事手続については別問題だと考えてきた。

現実には、少年事件がそれほど増えておらず、一方で少年に対しても罪の重いものについてはそれなりに対応しているというのであれば、私は罪を犯した少年に対しては更生を第一に考えなければならないのではないかと思う。

先ほど、文化が進めば進むほど成年年齢は上がっていく、高い年齢での幼稚性は上がるという話があったが、何が正しいことか悪いことが分からないままに犯罪を行ったとしても、まだ少年だから更生の余地はあるのではないかと思う。

だとすれば、更生に向けた制度をきちんと成立させなければならないが、18歳に引き下げることによって少年たちに不利になってしまうということであれば、少年法の適用年齢を引き下げることに関して、私は反対である。